

【重要事項説明書】

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が保護者の皆様に説明すべき内容を記してあります。

社会福祉法人 大和善隣館
幼保連携型認定こども園 中海こども園

幼保連携型認定こども園 中海こども園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、幼保連携型認定こども園 中海こども園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。尚、掲載情報は令和3年4月1日現在のものです。

また、この重要事項はお子様が生園されるまで有効とします。途中で内容の変更などある時は、その都度差し替えし、文書でお知らせします。

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 大和善隣館
所在地	石川県小松市矢崎町ナ 129-1
電話番号	(0761) 58-0328
代表者氏名	理事長 和田 良一

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園								
施設の名称	中海こども園								
施設の所在地	石川県小松市軽海町ノ 16-4								
連絡先	電話番号 (0761) 46-6013 FAX番号 (0761) 46-6023 携帯番号 080-5859-5625								
管理者	園長 片桐 真二								
対象児童	保育を必要としない満3歳以上の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 保育を必要とする満3歳以上の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 保育を必要とする満3歳未満の子ども（以下「3号認定子ども」という。）								
利用定員	認定区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	合計
	1号認定				5	5	5	15	105
	2号認定				16	17	18	51	
	3号認定	8	11	20				39	
開設年月日	平成30年4月1日								

3 施設の目的・運営方針

幼保連携型認定こども園中海こども園（以下「本園」という。）は、以下の運営方針に基づき、『善隣のこころ』（いつでも どこでも そしてだれにでも われ等 善き隣人たらん）を教育・保育理念として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成することを目的とします。

また小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令及び関係条例を遵守し運営するものとします。

- (1)「本園」は、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「本園」は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。

- (3)「本園」は社会の期待や願いに応えられる創意と活力ある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。
- (4)「本園」は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行います。
- (5)「本園」は、園児の属する家庭や地域と様々な社会資源との連携を図りながら、子どもの保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援を行うよう努めます。

4 本園における施設・設備などの概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	3740.90 m ²
	園庭	656.545 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2階建て
	延べ面積	1080.26 m ²

(2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
乳児室	1 室	ゆめ(0歳児クラス)
ほふく室	1 室	ひかり(1歳児クラス)
保育室	4 室	そよかぜ(2歳児クラス)・だいち(3歳児クラス) たいよう(4歳児クラス)・あおぞら(5歳児クラス)
子育て支援室	1 室	早朝・長時間・延長の保育室を部屋兼ねる
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
ランチホール	1 室	3.4.5歳児利用
保健室	1 室	職員室内にあります
図書室	1 室	階段下のコーナー
職員室	1 室	
便所	4	

5 職員の配置状況(令和2年4月1日)

職種	職員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1	1		園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	1	1		園長を補佐し、円滑な管理運営を行う。
主幹保育教諭	2	2		上司を補佐し、所轄の業務内容に所属職員の統括・指導する。
保育教諭	20	13	7	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡を行う。
看護師	1	1		園児の健康状態を観察し健康管理等を行う。
栄養士	3	1	2	献立作成や給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う
調理員	1	1		
保育補助	2		2	保育教諭を補助して担当業務に従事する。
事務員	1	1		認定こども園の庶務及び会計業務に従事する。
バス運転士	1	1		園バスの運転業務に従事する。

学校医	1		1	園児の健康診断に従事し、その指導にあたる。
学校歯科医	1		1	園児の健康診断に従事し、その指導にあたる。
学校薬剤師	1		1	園児の保健管理に従事し、その指導にあたる。

本園では、「小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 11 月 5 日小松市条例 33 号）」の定める基準を遵守し、特定教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系（勤務時間）
園長	勤務時間帯（8:30～15:30）
副園長	勤務時間帯（8:00～17:00）
主幹保育教諭	勤務時間帯（8:00～17:00）
保育教諭	勤務時間帯（8:00～17:00）（9:00～16:30）（9:00～14:00）
看護師	勤務時間帯（8:00～17:00）
栄養士・調理員	勤務時間帯（8:00～17:00）（8:00～13:00）
保育補助	各担当に必要な時間帯

*ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

*職種の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 開園日・開園時間及び休業日

(1) 1号認定子ども

開園日	開園時間	提供時間	預かり保育時間	休業日
月曜日～ 金曜日	8時00分 ～ 16時00分	教育標準時間 8時00分 ～ 13時00分	13時01分 ～ 16時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日・日曜日・国民の休日 但し、園長が必要と認める場合は開園とする。（土曜日の行事） ・夏季休業日 （8月14日～8月16日まで） ・冬季休業日 （12月29日から翌年1月3日まで） ・休業日に登園した場合は休日保育となる。 ・12月31日から翌年1月3日までは休日保育を実施しない。
土曜日	休業			

(2) 2号認定子ども・3号認定子ども

開園日	開園時間	保育標準時間の提供時間				休業日
月曜日 ～ 土曜日	7時00分 ～ 19時00分	(早朝保育)		(長時間保育)	(延長保育)	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・国民の祝休日 ・年末年始 （12/29～ 翌年1/3）
		7時00分 ～ 7時59分	8時00分 ～ 17時00分	17時01分 ～ 18時00分	18時01分 ～ 19時00分	
		保育短時間の提供時間				
		(延長保育)	保育短時間	(延長保育)		
		7時00分 ～ 7時59分	8時00分 ～ 16時00分	16時01分 ～ 19時00分		

*延長保育等の利用にあたっては、通常の基本料金の他に、別途、利用者負担が必要となります。（別表1）

7 提供する特定教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園新教育・保育要領（平成 30 年 4 月 1 日施行）に基づく、特定教育・保育の提供を適切に行います。

●教育・保育の心構えとして以下の三つのゼン（安全・自然・積善）を方針として行います。

すべての子どもが『安全』にすごせる心くばりをする。

すべての子どもに『自然』の大切さを気づかせていく。

すべての子どもの『積善』への努力をみとめていく。

●教育・保育の目標

【遊びを通して様々なことを学び、生きる力を身につけていく。】

●健康で心豊かな子ども

●感性豊かな子ども

●思いやりのある優しい子ども

●自分で考え、進んで行動できる子ども

(1) 発達の連続性に考慮した特定教育・保育の提供

0 歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達や学びの連続性を考慮した特定教育・保育を提供します。

(2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた特定教育・保育の提供

満 3 歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を図ります。

満 3 歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団生活の中で、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

(3) 送迎について

希望者については、園バスによる送迎を実施します。（ただし、別途負担有 別表 1）

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備 考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時 00 分頃	15 時頃	月齢に応じて時間の変更があります。
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時 00 分頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 00 分頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

*献立表は毎月別途お知らせします。

*食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

*1 号認定、2 号認定の子どもは、給食料金を別途頂きます。（別表 1）

(5) その他

①預かり保育について

1 号認定子どもの預かり保育については、毎月預かり保育申請書の提出が必要となります。

②早朝、長時間保育、延長保育、土曜午後保育について

早朝保育、長時間保育、延長保育、土曜午後保育を利用される場合は勤務証明を伴う申請書が必要です。

（ただし、別表 1 に掲げる費用を負担有）

③休日保育について（大和こども園で実施・送迎願います）

本園に在園中の園児を対象とし、休日に両親ともに就労の場合で家庭保育ができないご家庭に限ります。開園時間は 8 時 00 分から 17 時 00 分とし、休日保育を利用した日から 1 週間の間に 1 日振替休日をとることを原則とします。振替休日をとることができない場合は、料金が発生します。（別表 1）

*休日保育利用の際は、事前の申し込みが必要です。休日保育申請書に記載の要綱を確認の上、勤務証明とともに、前月の 25 日までに提出してください。キャンセルする場合は、利用日の 1 週間前までに申し出なければキャンセル料（300 円）を頂きます。

④体調不良児対応事業

体調不良児保育：保育中に発熱など具合が悪くなった場合、保護者のお迎えまでの間看護師がお預かりします。

⑤地域子ども・子育て支援事業

●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において必要な時間だけ一時的にお子様をお預かりします。（別表 1 に掲げる料金の負担有）

●利用者支援事業

子育て家庭のニーズに合わせて、情報の提供や相談・援助などを行っていきます。子ども・子育てに関する総合窓口として誰もが利用できます。

●子育て支援事業

地域に開かれた施設として子育ての知識や経験、技術を提供しながら子どもの健全育成及び子育て家庭の支援を図ります。

○対象は家庭において子育てしている未就園児とその保護者で、気軽にいつでも来園し子どもと一緒に遊べる場所の提供を行います。

○同じ子育てをしている仲間同士が集まり楽しく過ごし、交流する中で情報提供や必要に応じて相談・助言を行うとともに育児の悩みや不安などを話しながら考えたり、お互いに支え合ったりしていく場となるようにします。

○園開放のみではなく地域の施設へ出かけて子育て家庭との交流を図ったりいろいろな遊びを提供したりします。（出前保育）

*情報誌の発行、育児相談、育児講座など実施します。

*必要があれば子育て家庭への訪問も行います。

【子育て支援室】開放日：月・水・金曜日（年末年始、お盆、年度末・年度初めを除く）

開放時間：午前 9 時 30 分～午後 13 時 30 分

担当：渡邊 矢寿代（主幹保育教諭：子育て支援コーディネーター）

○マイ保育園登録は随時受け付けています。妊婦さんから乳幼児までの登録をお待ちしています。

★開放日、開放時間については、変更となる場合もあります。

※現在新型コロナウイルス感染症感染予防のため、園開放・出前保育等はお休みしています。

⑥感染症対策について（別表 2「子どものかかりやすい感染症と登園基準」）

・本園は、感染症が蔓延しないよう、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき必要な対策を行っております。

・登園前の検温等の健康チェックを必ず行い、連絡帳に記入してください

- ・感染症の診断を受けた後に登園される場合は、かかりつけ医師の許可を得るか、または、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に定められた登園停止の期間を経過した後とします。
- ・子どもが、学校保健安全法に定められた伝染病等にかかった場合、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めるときは、出席停止とすることができます。ただし、同居家族が学校保健安全法第1種に定められた伝染病等にかかった場合も、他の子どもに感染する恐れがあると園長が認めるときは、出席停止等の対策をとる場合もあります。
- ・下痢又は嘔吐の場合は、医師の診断に関わらず、下痢、嘔吐が24時間以内に2回以上あれば登園できません。
- ・嘔吐、便、血液が衣服に付着した場合は、「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき洗わずにお返しいたします。お家での処理について記載した紙を貼りますので参考にしてください。
- ・感染症が発生した場合は、掲示板または、メール配信などでお知らせいたします。
- ・感染予防のため、園内へ入室はご遠慮下さい。
- ・新型コロナウイルス感染症に関して、法人としても市役所、南加賀保健福祉センター等と連携をとりながら感染防止に努めています。(別表3)

⑦与薬について

園での与薬(粉薬・塗薬、目薬等)は、原則として禁止されています。しかし、やむを得ず薬を持参される場合は、誤飲や事故を防ぎ、万全を期するために「薬の依頼書」に必要事項を記載して頂きます。捺印忘れ、薬剤情報提供書(薬の内容や副作用などの説明書)がない場合、また、土曜日、休日保育、一時預かり保育は、原則与薬は行いません。

④診察後初めての服用となるものはご遠慮ください。一度服薬した後、30分間様子を見て異常がないことを確認してから持参してください。

⑧予防接種後の登園について

厚生労働省から出ている予防接種ガイドラインでは、「予防接種を行ったあとは、走ったり、跳んだりなどの激しい運動をしないように」となっており、また、「激しい運動を行うことで重い副作用を起こす可能性がある」と記載されています。予防接種は、降園後または土曜日などに行うことをお勧めします。

⑨写真の注文について

本園では、インターネット写真販売システム「はいチーズ」を取り入れています。保育教諭が写した写真を保護者が直接インターネットで選び、購入して頂くシステムです。

*行事(運動会、夏祭り、表現会等)の際には、プロカメラマンの撮影の場合もあります。購入の仕方は同様ですが、料金が多少異なります。

⑩送迎時の駐車について

- ・駐車場では、必ず子どもの手を繋いで車に乗ったり降りたりするようにして下さい。
- ・時間帯により混み合うことがありますので、お互い協力をして駐車を心がけて下さい。
- ・車から離れる時は必ず施錠し、貴重品を車中に置かないようにして下さい。
- ・駐車場内及び路上でのいかなる事故等についても本園では保障致しかねますので、細心の注意をもって運転してください。

⑪変更届の提出について

就業や住所、家庭の状況等に変更がありましたら、必ず園の方にご連絡ください。

8 利用料及び給食費、その他費用

- (1) 毎月の利用料は、在籍地の市（区・町・村）長が定めた額とする。また、幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児のすべての子ども、1号認定の満3歳児、及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもの保育料も無償となります。
- (2) 1号認定の預かり保育料（13：01から16：00）は無料とします。16：01～延長（100円/時）
- (3) 給食費、その他の私的契約利用料は別表1の通りとなります。
- (4) 保護者会費300円を毎月徴収します。（一人300円）

9 利用料及びその他費用の徴収方法

- (1) 保護者は、毎月の利用料及びその他費用を保護者指定金融機関口座から自動引落（以下、口座振替）により支払いして頂きます。引落日は毎月26日（金融機関休業日は翌営業日）となります。

《指定口座》 [JA小松市ひがし支店](#)

幼保連携型認定こども園 中海こども園 理事長 和田 良一

口座番号 19189

- (2) 指定口座の変更や自動引き落としが不可の場合の費用は、保護者に負担していただきます。
- (3) 園長が特に認めた場合は、現金による納入を認める場合があります。
- (4) 年間で使用する教材費などは、教育・保育充実費として年度初めに一括徴収（5月に自動引落）します。原則、年度途中で返金はしません。また、年度途中で集金もありません。（途中入園された場合は入園された翌月に一括徴収口座振替とし、同様に年度途中の返金も集金もありません。）別表4
- (5) プレミアムパスポート事業について

本園は、いしかわ子育て支援財団プレミアムパスポート事業に協賛しています。年度のはじめにプレミアムパスポートを提示されますと、1号認定の子どもは給食費（副食費）が無料になります。また、親子遠足にかかる費用も保護者分が半額になります。途中入園の子どもに関しては、プレミアムパスポートの提示を入園時に受け付けます。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 保護者からの退園の申し出があったとき。
- (4) 利用者負担額の支払いが2か月以上遅滞し、施設からの請求にもかかわらずこれが支払われないとき。
- (5) 児童の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (6) 利用者（子ども、保護者）が事業者や従事する職員又は他の利用者（子ども、保護者）に対して社会通念を逸脱する行為を行った時は契約を解除する場合があります。
- (7) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

1.1 委嘱医療機関等

本園は、以下の内科医、歯科医、薬剤師と委嘱契約を締結しています。

(1) 学校医

医療機関の名称	東病院
担当医師名	東 良
所在地	小松市大領中町 3 丁目 121
電話番号	(0761) 21-1131

(2) 歯科医

医療機関の名称	金子歯科
担当医師名	金子 謹也
所在地	小松市土居原町 188-2
電話番号	(0761) 22-1316

(3) 薬剤師

医療機関の名称	中森かいてき薬局グループ
薬剤師名	代表 中森 寛典
所在地	金沢市間明町 1 丁目 232
電話番号	(076) 287-3892

1.2 緊急時の対応

- ・本園では、緊急時対応のため災害安否確認・一斉メール「ケータイ連絡くん」を利用させていただきます。必ず登録をお願いします。登録説明書は別紙でお配りします。
- ・また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をしてお迎えを待ちます。必要とあれば学校医又は主治医へ連絡を取るなど措置を講じます。
- ・保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が指定する機関で、しかるべき治療などの対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

★別表 5 の緊急連絡先に記入し、提出をお願いします。

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、施設防災計画により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・消火器 ・ガス漏れ報知器 ・非常警報装置 ・避難用滑り台 ・救助袋 ・避難車 ・拡声器 ・発電機 ・災害用備蓄：食糧（粥・カロリーメイト・粉ミルク） 飲料水（10L×10本） 災害用トイレ ・その他、カーテン、敷物、建具などの防災処理
防犯設備	セコム
避難・消火訓練	・避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

避難場所	第1 避難場所 荒木整経さん工場前 第2 避難場所 市シルバー人材センター駐車場 ★地震、水害で小松市から避難勧告の指令があった場合は 中海小学校か中海中学校の体育館
------	--

★災害時は、「ケータイ連絡くん」を通して速やかに必要なメール連絡をします。保護者の皆様は、それにより対応してください。

- ・災害時、園舎が安全な場合は園で避難待機します。（中海こども園までお迎えをお願いします。）
- ・園が危険な状態と判断したときは園バスで中海小学校もしくは中海中学校へ避難します。（中海小学校もしくは中海中学校までお迎えをお願いします。）

★水害災害時、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で関係機関との連絡と同時に中海小学校もしくは中海中学校へ園バスにて避難します。

《近隣の緊急連絡先》

警察署	110番	小松警察署	22-0110
消防署	119番	小松市消防本部	20-1119

1.4 利用者に対する保険の種類・保険内容・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

★本園に在園する間、(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に加入することに同意し、権限を中海こども園に委任していただきます。保険料は、園が負担します。

保険の種類	保険の内容	補償について
災害共済	(独)日本スポーツ振興センター https://www.jpnsport.go.jp/anzen/ ・障害・疾病に対する医療費 ・障害に対する見舞金 ・死亡見舞金	・施設給付 ・4,000万円～88万円 ・3,000万円迄
	※本共済掛け金は、全額園が負担しています。転園の際は加入証明書を発行しますのでお申し出ください。 ※健康保険未加入の場合は、上記補償の対象にはなりませんので、医療費を全額負担していただきます。	
損害賠償保障	(福)全国社会福祉協議会「ふくしの保険」 ・対人賠償補償 ・対物賠償補償 ・受託/管理財物賠償補償 ・人格権侵害など	・1億円(個人)/7億円(事故) ・1,000万円(事故) ・200万円 ・1,000万円
傷害保険	損保ジャパン日本興亜(株) ・傷害見舞金など	・1,000円(通院)～

1.5 虐待の防止

当園では、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止を図るため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講ずるよう努めています。

虐待防止責任者：園長 片桐 真二

16 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 片桐 真二 ・解決責任者 常務理事 広川 保 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話番号 (0761) 46-6013 ・FAX (0761) 46-6023 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	
	園井 肇	(0761) 22-5663
	牧 美鈴	(0761) 22-7494
	吉田 久恵	(0761) 44-2744
	川崎 義光	(0761) 47-3584
	寺田 喜代嗣	(0761) 22-2388

本園では、上記のほか、要望、苦情等に係る投書箱を玄関横に設置しています。

17 個人情報（守秘義務として子どもたち・保護者の情報は、外部に漏らしません。）

- ・本園では、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、教育・保育事業をはじめ福祉サービスに携わるものの重大な責務と考えます。
- ・利用者等の個人情報に関し、適正な取扱努力をするとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関連する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報保護を図ります。
- ・園児、保護者等のプライバシーへの配慮を行います。

●おうちえんの動画やホームページ・電子連絡帳等に掲載した写真は閲覧以外での使用はしないでください。また、園行事等の際に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、お子様以外の園児が写っている写真は SNS 等に掲載しないでください。

18 本園におけるその他の留意事項

- ・本園の敷地内はすべて禁煙です
- ・他の利用者に対する政治活動、宗教活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ・利用者（子ども・保護者）が事業者や従事する職員または他の利用者（子ども、保護者）に足して社会通念を逸脱する行為を行ったときは契約を解除する場合があります。

別表1 私的契約利用料表

名称		利用料	説明		
長時間保育料		100円/回	17:01~18:00の保育時間中に提供する喫食代金 喫食前に降園する時は持ち帰り(2号・3号標準時間認定の子ども)		
延長保育料		100円/時	18:01~19:00の保育利用料。 保育短時間認定の7:00~7:59、16:01~19:00の保育利用料。 18:01以降利用の場合は喫食代金100円。		
一時預かり(土曜日は実施しない)	地域枠	一時預かり(1日)	2,000円/回	<ul style="list-style-type: none"> 平日の基準時間8:00~17:00の9時間の間で、保育の必要な8時間以内の保育利用料(授乳・昼食喫食含む)ただし、基準時間以外の超過時間利用がある場合は300円/時とする。 半日時間は、8:00~17:00の9時間の間で、保育の必要な4時間以内の保育利用料 地域枠・・・施設所在地と同小学校下居住者 地域枠外・・・施設所在地と同小学校下外居住者 	
		一時預かり(半日) 昼食喫食あり(授乳を含む)	2,000円/回		
		一時預かり(半日) 昼食喫食なし	1,000円/回		
	地域枠外	一時預かり(1日)	5,000円/回		
		一時預かり(半日) 昼食喫食あり(授乳を含む)	5,000円/回		
		一時預かり(半日) 昼食喫食なし	2,000円/回		
	マイ保育園券枠	一時預かり(午前半日)	0円/回 マイ保育園券	<ul style="list-style-type: none"> 当園にマイ保育園登録をされた方のみ利用券使用 マイ保育園券利用時間は午前中8:00~12:00の間で、保育に必要な4時間以内の保育 基準時間を越えた場合は1日の料金となる。 	
		一時預かり(1日)	マイ保育園券 +1,000円		
	プレパス枠	地域枠・地域枠外	一時預かり(1日)	2,000円/回	<ul style="list-style-type: none"> いしかわ子育て支援財団プレミアムパスポートを提示の場合、一時預かり利用可
			一時預かり(半日) 昼食喫食あり(授乳を含む)	2,000円/回	
			一時預かり(半日) 昼食喫食なし	1,000円/回	
	特別枠	一時預かり(1日)	2,000円/回	<ul style="list-style-type: none"> 入園1か月前からの慣らし保育及び里帰り出産の連続利用する場合、平日の基準時間8:00~17:00の保育利用料ただし、基準時間以外の超過時間利用がある場合は300円/時とする。 その他、園長が認める場合 	
		一時預かり(半日) 昼食喫食あり(授乳を含む)	2,000円/回		
		一時預かり(半日) 昼食喫食なし	1,000円/回		
	*一時預かり事業実施要項(平成27年7月17日 27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等室・児童家庭局長連盟通知)の定める「一時預かり」ではありませんので、専任職員配置は行いません。定員2名				
休日保育	※休日保育の振替は、実施した日(日曜日・祝日)の週に一日とすることを原則とする。 1号認定児も行事のない土曜日等に休日保育を実施した場合、一日振替をする。				
	休日保育料	2,000円/回	休日8:00~17:00の保育料。昼食代300円含む(除去食児は弁当持参要)。 *利用日の1週間前からのキャンセルは300円徴収します。		
	休日短時間保育料	1,000円/回	昼食喫食を含まない短時間保育料。		
	休日早朝保育料	100円/回	原則実施しないが、保護者に特別の事情がある場合に実施した7:00~7:59の保育利用料。別途徴収		
	休日長時間保育料	100円/回	原則実施しないが、保護者に特別の事情がある場合に実施した17:01~18:00の保育利用料。別途徴収		
	休日延長保育料	200円/回	原則実施しないが、保護者に特別の事情がある場合に実施した18:01~19:00の保育利用料。別途徴収		
	1号認定児の休業日の休日保育料 昼食喫食あり	2,000円/回	<ul style="list-style-type: none"> 各園の休日保育届け出申請必要 この場合の1号認定児休日保育とは行事のない土曜日と8月14日~8月16日 		
	昼食喫食なし	1,000円/回	*利用日の1週間前からのキャンセルは300円徴収します。		

通園バス利用料	2,000 円/月	中海小学校下内の登降園の1 ヶ月あたり利用料。
	1,000 円/月	中海小学校下内の登園又は降園の1 ヶ月あたり利用料。
	100 円/回	中海小学校下内の1 回あたり登園又は降園の片道利用料。
	2,500 円/月	中海小学校下外の登降園の1 ヶ月あたり利用料。
	1,300 円/月	中海小学校下外の登園又は降園の1 ヶ月あたり利用料。
	150 円/回	中海小学校下外の1 回あたり登園又は降園の片道利用料。
教育・保育充実費	3,000円/年	年度初めに徴収とする。(途中入園の場合は、入園月とする。)
親子遠足代金	2,500円/人	年度初めに徴収とする。ただし、1家族における参加人数が増えた場合は、別途徴収とする。

個人負担実費徴収分

シーツ代金	2,300 円
おねしょ用シーツ代金	2,900 円
スモック	1,600 円

1号認定児 私的契約利用料

名称	利用料	説明
預かり保育利用料	無料	預かり保育 13:01~16:00
延長保育料	100 円/時	原則実施しないが、保護者に特別の事情がある場合に実施した7:00~7:59 16:01~19:00 の保育利用料。

給食費（副食費及び主食費）

名称	認定区分	利用枠	説明
給食費	副食費	1号	3,800 円/月 (190 円/食) 土曜日及び8/14~8/16 除く、一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による清算は行わない。 プレバス提示で副食費は無料とする。 プレバス提示がない場合、副食費の徴収あり。
		2号	3,800 円/月 (190 円/食) 土曜日及び8/14~8/16 除く、一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による清算は行わない。 土曜日は、1回×190円を翌月徴収
		*年収360万未満相当世帯の全ての3~5歳の子ども及び、18歳以下の児童等が3人いる世帯の第3子以降の子どもは副食費が免除。	
	主食費	1号	1,000 円/月 (50 円/食) 土曜日及び8/14~8/16 除く、一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による清算は行わない。 満3歳児のみ徴収有り
		2号	1,000 円/月 (50 円/食) 土曜日及び8/14~8/16 除く、一ヶ月当たりの喫食代金 出欠の有無による清算は行わない。

※教育・保育充実費は、年度初めに徴収し、必要な教材等は年度当初に渡すこととする。

ただし、紛失・破損等個人的理由により途中で購入の場合は、その物品に限り実費徴収とする。

※延長保育料・長時間保育料・土曜日副食費（喫食時）は、翌月徴収（引落）とする。

卒園・退園時と同様。

※利用料及び私的契約利用料については、返納等には基本応じないこととする。やむを得ず途中退園しても返納しないこととする。

※いしかわ子育て支援財団プレミアムバスポートを年度初めに提示の場合は、遠足保護者参加費を半額、1号認定子どもの給食費（副食費）を無料とする。ただし、途中入園児に限っては、提示を入園月とする。

別表2 こどものかかりやすい感染症と登園基準

	病名	主な症状	登園基準
1	インフルエンザ	高熱（39℃～40℃以上）が3～4日続く。関節痛、筋肉痛、全身のだるさなどが見られる。	発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった後3日間経過するまで。
2	水痘 (みずぼうそう)	かゆみを伴う水泡が全身に出る。一度感染すると体内にウイルスが潜伏し再発時は、带状疱疹となる。	全ての水泡がかさぶたになるまで。
3	溶連菌感染症	発熱、のどの痛み、舌が赤く腫れる（莓舌）、全身に赤い発疹がでる。	抗生物質の服薬後24時間が経過するまで。
4	水いぼ	丸くて硬いいぼ。何か月もかかって全身にいぼが広がっていく。人によっては、軽度のかゆみあり。	休む必要はありません。
5	アデノウイルス (咽頭結膜熱)	高熱（39℃～40℃以上）、のどの痛み、結膜炎など。	症状が治り、2日間経過するまで。
6	RSウイルス感染症	発熱、鼻水、咳、呼吸困難などの症状が見られる。低年齢の子どもが感染すると、気管支炎、肺炎になりやすい。	症状が治まり普通の生活ができるようになるまで。
7	とびひ	きずや虫刺されの部分をかいて、菌が付きジュクジュク状態になる。ジュクジュク状態が他の部位に付くと、その部分も同じ症状になり広がる。	主治医の判断に従ってがって下さい。
8	ヒトメタニューモウイルス	発熱、鼻水、咳、呼吸困難などの症状が見られる。低年齢の子どもが感染すると、気管支炎、肺炎になりやすい。	症状が治まり普通の生活ができるようになるまで。
9	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス)	主な症状は嘔吐や下痢であるが、症状が悪化すると脱水症を合併する。	症状が治まり普通の生活ができるようになるまで。
10	ヘルパンギーナ	高熱（39℃～40℃以上）。喉の奥に痛みのある小さな水疱、鼻水、咳	熱が下がり、食事ができるまで。
11	マイコプラズマ (肺炎)	激しい咳と発熱。熱が下がっても咳が長引く。肺炎に移行しやすい	主治医より登園許可が出てから
12	突発性発疹	発熱、全身の発疹	熱が下がり、食事ができるまで。
13	りんご病 (伝染性紅斑)	ほほに赤い斑点（体にも出る）、発熱	休む必要はありません。
14	带状疱疹 (ヘルペス)	神経に沿って皮膚に痛みを伴う（乳児は痛みがない場合がある）水疱ができる。水痘の免疫がない子どもは接触すると、水痘になる。	全ての水泡がかさぶたになり、主治医より登園許可が出てから
15	おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	発熱、耳の下にやあごの下に痛みを伴う	症状が出て5日経過するまで、また普通の生活ができるまで。
16	手足口病	発熱、口の中や手の平、足に水疱状の発疹が見られる。お尻にも出現することもある。痛みを伴うこともあり。水痘と間違えられるほどの発疹が出ることもある。	熱が下がり、食事ができるまで。
17	はしか（麻疹）	初めは発熱、咳、鼻水などの風邪症状が出現。いったん熱が下がった後再び上昇し、それと同時に顔、首から発疹が出現。口の中にも白いぶつぶつが見られる。	主治医より登園許可が出てから、解熱後3日経過するまで。
18	風疹	発熱、首のリンパ節の腫れ、顔や首から全身に広がる赤い発疹。発疹と発熱は3日ほどでなくなる。	発疹が消えるまで。
19	流行性結膜炎 (はやり目)	目の充血、目やに、痒み、目の腫れ	主治医より感染の恐れがないと判断されるまで。

※病気と登園基準は、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」をもとに作成しています。

別表3 新型コロナウイルス感染症感染予防への対応について

新型コロナウイルス感染症に関して、法人としても市役所、南加賀保健福祉センター等と連携をとりながら感染防止に努めています。

こども園は、保育者や友だちと一緒に楽しく遊んだり、生活する場所であり、濃厚接触はどうしても避けることはできません。そのため、感染リスクは低くはありません。

以下のように対応していきますので、ご理解とご協力をお願いします。重要事項の記載内容また各年齢の持ち物と異なるところや感染状況によって変わることもありますが、その都度お知らせしていきます。

1. 感染源を絶つために

- 登園前の検温等の健康チェックを必ず行い、連絡帳に記入してください。

園でも登園時玄関で、非接触型体温計で検温します。また登園後、37.5度以上の発熱があった時や体調不良が見られた時はお迎えをお願いします。

- 発熱(37.5度以上)等の風邪の症状(咳・下痢・嘔吐等)がある場合は、登園をお控え下さい。同居の家族に風邪症状が見られる場合も、登園をお控え下さい。家族で、体調不良の方が出た時は、必ず園に連絡してください。

- 県外に出かける予定がある方や、県外の方と会われる予定のある方は、事前にお知らせ下さい。

- 園児の登降園については、玄関(風除室)での受け渡しとなります。保護者の方は園内にお入りにならないようご協力をお願いします。送迎時は保護者の方もマスク着用、また保育者との会話についてもソーシャルディスタンスを保ち、短時間をお願いします。

降園時は、園児のお名前をお呼びします。登降園の記録「タッチビュー」は園の方で行います。

- 発熱時の登園基準は、解熱後24時間以上経過し、咳・喘息様症状・喉の痛みなどの症状が軽減するまでです。
- 勤務先で感染による自宅待機が要請された場合、園に連絡の上登園の自粛をお願いします。
- 園児の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合は、登園できません。期間は、保健所から指示があった日数となります。(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間が目安です。)

2. 感染経路を絶つために

- 毎日の清掃並びに、園内のドアや壁・玩具・トイレ等の消毒を行っています。
- 園行事については感染状況により、内容の変更・延期・中止となる場合があります。
- 必要に応じて(バス園外時・避難時・密集が考えられる活動時等)マスクを着用しますので、必ずカバンの中にマスクを入れておいてください。またバス通園を利用する時、必ずマスクの着用をお願いします。年齢ごとの持ち物の紙をご確認ください。(2歳未満の園児のマスクは原則使用しません)
- 職員は常時マスクを着用します。出勤前に検温をする等、健康管理を行っています。
- 職員・園児のこまめな手洗いを実施し、個人のタオルの使用を中止して、ペーパータオルを使用しています。
- 常時換気システムの利用や適宜換気に努めています。
- 外部講師を招いた活動は、広い場所を確保した上で実施していきます。
- 食事や午睡は、保育者の目が行き届く範囲内で、できるだけ密接・密集は避けます。食事の時、以上児はパーテーションを利用しています。

※ご家庭でも「十分な睡眠」「バランスの良い食事」「適度な運動」「換気」に心がけて下さい。

こども園における新型コロナウイルス感染リスクに対する対応(保護者様への連絡等)については、保健所や行政の指導・指示に基づき行っていきます。また、職員及び園児・保護者を特定するような情報提供はできません。罹患者や濃厚接触者、ご家族などに対しての偏見、差別、いじめなどにつながることはないように、十分な配慮をいただきますようお願いいたします。

別表 4

令和3年度 教育・保育充実費

保育用品名	あおぞら		たいよう		だいち		そよかぜ		ひかり		ゆめ	
	5歳児 新入園	5歳児 継続	4歳児 新入園	4歳児 継続	3歳児 新入園	3歳児 継続	2歳児 新入園	2歳児 継続	1歳児 新入園	1歳児 継続	0歳児 新入園	0歳児 継続
連絡帳							○	○	○	○	○	○
クリアファイル	○		○		○	○						
名札	○		○		○		○	○				
クレヨン	○		○		○	○						
クレヨンバラ		○		○								
道具箱	○		○		○	○						
自由画帳	○	○	○	○	○	○						
粘土	○	○	○	○	○	○						
粘土板	○		○		○	○						
粘土ケース	○		○		○	○						
マーカー	○		○	○								
マーカーバラ		○										
はさみ	○		○		○	○						
のり	○		○		○	○						
ぞうさんバッグ	○		○		○		○	○				
マイバッグ	1組 ○		1組 ○		1組 ○		2組 ○		2組 ○		2組 ○	
カラー帽子	○		○		○		○		○		○	

*誕生日のカード（写真入り）は、園からのプレゼントとなります。

*連絡帳、自由画帳、クレパス、マーカー、のりは、なくなりましたら園の方で補充します。また、紛失したり傷んだりしての再購入、遠足代（大人1名バス代、入館料）の追加分は、実費でいただきます。

《年長児（5歳児）》

- ・卒園記念写真代（1,000円）は、別途に引き落としさせていただきます。
- ・3月分の長時間保育料・延長保育料などの引落は、翌年度の月に引落となります。

同意書（入園申込書）

本園に入園・進級されるにあたり特定教育・保育について、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 大和善隣館 理事長 和田 良一 印

施設名：幼保連携型認定こども園 中海こども園 園長 片桐 真二 印

説明者 小松 俊也 印

私は、本書面に基づいて幼保連携型認定こども園中海こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意し、入園を申し込みます。

_____年 月 日

保護者住所：_____

園児名：_____

保護者名：_____ 続柄（ ） 印

《個人情報使用同意書》

下記園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他のこども園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・園だより・クラスだより、ホームページ等において写真、名前、年齢等掲載すること。

幼保連携型認定こども園 中海こども園 園長 片桐 真二 様

_____年 月 日

保護者住所：_____

園児名：_____

保護者名：_____ 続柄（ ） 印

★中海こども園に在園する間、（独）日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に加入することに同意し、権限を中海こども園に委任します。（保険料は、園負担です。）

クラス名 _____ 園児名 _____ 保護者名 _____ 印 _____

緊急連絡先

ふりがな 園児名		生年月日	年	月	日
保護者名			自宅電話番号		
住所			父（携帯）		
			母（携帯）		
血液型	型 RH + ・ -	平熱体温	度		
保険証種類		記号		番号	
かかりつけ 小児科		かかりつけ 外科		かかりつけ 眼科	
TEL		TEL		TEL	

緊急時の連絡先		※病気やけが等の体調不良時にお子様の健康状態等のお知らせをするための連絡先です。①②③の順番に連絡をします。	
連絡番号	氏名	電話番号	続柄
①			
②			
③			

※両親と祖父母の勤務先状況				
氏名	続柄	勤務先	住所	電話番号

幼保連携型認定こども園

中海こども園 電話番号

(0761) 46-6013

// 携帯電話番号

080-5859-5625

※携帯電話やお家の電話帳に登録をお願いします。

令和 年 月 日 保護者氏名：

印